

文化庁 委託事業
令和3年度 アニメーション人材育成調査研究事業



受託制作4団体
募集案内

お問い合わせ先

一般社団法人日本動画協会・あにめのたね事務局

- 担当 / 小林洋子・木須大輔
 - E-Mail: bunka@aja.gr.jp
 - 一般社団法人日本動画協会 (AJA) Web: <https://aja.gr.jp>
- ※募集案内・提出書類一式等は、上記 AJA 公式サイトよりダウンロードできます。
- 応募締切は、令和3年6月24日(木)17時です。

はじめに

日本のアニメーションは、国内外において幅広い層に支持され、これまで発展を続けてきました。しかし、アニメーション制作の現場においては、新たな作り手となる若年層の減少、制作方法のデジタル化・多様化と同時に世代交代が進んだ結果、これまでの人材育成の方法が揺らぎ、アニメーション文化の維持・発展が困難な状況になっています。

文化庁「アニメーション人材育成調査研究事業（以下、本事業と言う）」は、日本のアニメーション文化の将来を担う優れたアニメーター等、アニメーション人材の育成方法について実践的な調査研究を行い、その成果の評価及び普及を推進することで、人材育成によるアニメーション分野の向上とその発展に資することを目的としています。

令和3年度の本事業は、文化庁から一般社団法人日本動画協会（AJA）に委託されました。

本事業では、次にあげる3つの人材育成プログラムを実施し、その効果と調査、及び検討を行います。

- ① 作品制作を通じた技術継承プログラム
- ② アニメーション業界就業者を対象とした技術向上教育プログラム
- ③ アニメーション業界志願者を対象とした基礎教育プログラム

本募集案内は、上記「① 作品制作を通じた技術継承プログラム」に参加していただく制作団体を募集するための案内資料です。

受託制作4団体は、有識者で構成される第三者委員会の選定委員会の審査により選定されます。そして、受託制作4団体はそれぞれが計画される育成プランに基づき、制作過程での効果的なOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を実施。令和4年2月中旬（予定）までに、商業レベルとなりうる7～10分程度のオリジナルアニメーション作品を1作品ずつ制作していただきます。

本事業で制作されたアニメーション作品の著作権は、本事業終了後、作品を制作した受託制作団体に帰属いたします。

貴社の技術継承を実施したいと考えていらっしゃる制作会社は、是非この機会に本事業へご応募ください。

我が国におけるアニメーション制作の明日を担う人材を育成することによって、アニメーション業界の次世代へ、日本のアニメーション制作技術や伝統が継承されることを切に願っております。皆様の意欲的なご応募をお待ちしております。



作品制作を通じた技術継承プログラム

目次

1	概要	3
2	応募資格	3
3	応募書類	3
4	応募書類の提出方法等	9
5	応募のスケジュール	11
6	選定方法について	11
7	書類作成にあたっての資料	12
8	受託決定後：事業推進について	16
9	備考	20

1 概要

「作品制作を通じた技術継承プログラム」（以下「本プログラム」という）は、第三者委員会である選定委員会において4つの受託制作団体を選定し、選定された各制作団体は、それぞれが企画する人材育成プランに基づき、7～10分程度のオリジナルアニメーション作品を制作することにより、アニメーション制作にかかる技術継承を行うことを目的としています。プログラムは、作品を制作する過程でのOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）と、育成委員会が企画する人材育成講座によるOFF-JT（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）への参加という内容で構成されています。

選定された各制作団体には、アニメーション制作に関わる人材育成実施にかかる委託契約を締結の上、制作予算（人材育成の費用含む）として、上限2,695万円（税込）および育成に関する講座や知識等を提供いたします。

なお、本プログラムによって制作された作品の著作権は、事業終了後に作品受託制作団体に帰属しますが、文化庁事業による作品制作であることから、文化庁から公共の利益に必要であるとして各作品を利活用について要請（国内・海外での上映等）があった場合には協力していただくようお願いいたします。

2 応募資格

原則として日本国内に本拠があり、アニメーション人材育成に実績、あるいは意欲を有し、商業アニメーションに関する十分な制作実績を持つ日本法人であること。

3 応募書類

＜応募書類の一覧＞

- ① 組織の代表者名で本プログラムに対する応募意思を明確に示す書面（様式1）
- ② 定款2部（様式任意 A4サイズ）
- ③ 団体概要（様式2）
- ④ スタッフリスト（様式3）
- ⑤ 個人略歴（様式4）
- ⑥ 作品の収支予算積算書（様式5）
- ⑦ 制作映像内容が分かる程度の脚本又はあらすじ等（様式任意 A4サイズ）
- ⑧ 基礎となるキャラクターデザイン（様式任意 A4サイズ）
- ⑨ 絵コンテ（様式任意 A4サイズ）
- ⑩ 各団体の企画される人材育成のプラン・育成方法が分かる資料（様式任意 A4サイズ）

- ⑪ その他 必要と思われる書類
- ⑫ 複数回応募の動機について（様式6）※初回応募の場合は提出の必要なし。

以下に、上記の応募書類 ①～⑫についての説明を記載します。

■受託制作団体に関する資料として

- ・作品制作を適切に遂行できる体制を有していること。
- ・人材育成を適切に遂行できる体制を有していること。あるいは、その熱意があること。
- ・商業アニメーション制作の実務に精通しているとともに、作品制作を適切に遂行するための技術力および知識を有していること。
- ・プロジェクトの効果的遂行のために必要な実績等を有していること。
- ・財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

上記を確認させていただくにあたり、①～③の書類をご提出ください。

①組織の代表者名で本プログラムに対する応募意思を明確に示す書面（様式1）

②定款（様式任意 A4サイズ）

2社以上（コンソーシアム）で1団体として応募をする場合は、各社分の定款をご提出ください。また、主幹事会社を明記した別添書類（A4サイズ）を合わせてご提出ください。

③団体概要（様式2）

2社以上（コンソーシアム）で1団体として応募をする場合には、全社分をご提出ください。

■人材育成・作品制作に関する資料として

④～⑪の書類をご提出ください。

④スタッフリスト（様式3）

各団体の企画される人材育成のプランに基づき、直接人材指導を行う、指導側メンバー（監督、プロデューサー、作画監督、指導アニメーター等）、育成対象者（育成される側のメンバー：アニメーター、制作進行 等）の名前を記載してください。

※育成対象者は6名以上揃えてください。応募時の段階では、少なくとも3名以上の育成

対象者の名前を記載してください。

※本プロジェクトでは「技術の継承」がテーマですので、アニメーターを育成対象とする場合には、「演技を創れるアニメーター」を育成目標の1つに掲げてください。

※当スタッフリストで提出していただくメンバーは、応募後の変更は原則として認められません。特別な理由が発生した場合には、あにめのたね事務局に迅速にご相談ください。

※本事業には、メディアの取材が入ります。参加されるスタッフ等については、写真の撮影・動画撮影等に御協力いただき、応募時に各制作団体から参加者全員へ説明してください。契約締結前までに、メインスタッフリストに記載のある方々ご本人による署名、捺印していただいた「確認書」をご提出いただきますので、確認書の内容も、応募前に必ずご確認ください。

※育成対象者は、受託制作団体に直接所属していないフリーランス、または他の制作会社の所属であっても構いません。ただし、OJTが必須となるので、指導側メンバー（監督・作画監督等）と同じ場所、同じ時間帯での作業を厳守してください。

※新型コロナ感染症感染拡大防止の観点から、オンラインによる指導を実施される場合などは、その内容を書類に記載してください。

⑤個人略歴（様式4）

下記表は例です。◎のついている方々についての個人略歴を提出してください。△の箇所は、各社の育成プランに沿った人員配置と人数での個人略歴の提出をお願いします。

※人材育成プランは各社によって異なります。下記を参考に、適宜置き換えてお考えください。

※3DCGの制作会社は、3DCGの職務内容、役職に置き換えて応募してください。

（例：指導的原画 ⇒ 3DCGディレクター等）

	応募時提出	選定後提出	備考	
指導側メンバー				
監督	◎	◎	※総合演出でも可	
プロデューサー	◎	◎		
作画監督	◎	◎		
指導アニメーター	◎	◎		
中堅アニメーター（原画）	◎	◎		
※指導側メンバーは、必ず5名以上となるようにしてください。				
※指導側メンバーは、育成委員によるヒアリング対象メンバーとなります。				
直接、人材育成には関わらない主要スタッフ				
キャラクターデザイナー	△	◎		
美術監督・動画検査 等	△	△		
※キャラクターデザイナーは作画監督と同じ人の起用を推奨します。				
※直接育成に関わらない方々は、育成委員によるヒアリング対象外メンバーです。				
育成対象者（育成される側のメンバー：アニメーター、制作進行 等）メンバー				
育成対象者（担当職）1	◎	◎	応募時には最低3名以上のスタッフを揃えて応募してください。 ※育成対象者は最終的には合計で6名以上必須。	
育成対象者（担当職）2	◎	◎		
育成対象者（担当職）3	◎	◎		
育成対象者（担当職）4	△	◎		
育成対象者（担当職）5	△	◎		
育成対象者（担当職）6	△	◎		
育成対象者（担当職）7～・・・	△	△		
※育成対象者メンバーは全員、育成委員のヒアリング対象者です。				
※複数の担当職の方を本事業で育成していただけます。（例：原画・動画のアニメーターと制作進行の育成 等）				
※育成対象者は6名以上であれば上限に規定はありませんが、育成委員会によるヒアリングにご協力いただく必要がありますので、その点考慮の上、人員構成をお願いします。				
動画外注予定会社等		◎		

※本事業は日本の税金を投入した国の事業です。本事業において制作される作品は、動画・仕上げを含めた全ての工程について、日本国内で処理されることの確保を条件といたします。近年、わが国で制作されるアニメ作品の動画・仕上工程については、多くの作品が海外に発注しているのが実情です。アニメーション＝アニメーターの人材育成におけるファーストステップであると考えられる工程が動画工程ですが、国外へ過度に発注していることはアニメーターから仕事とOJTの機会を奪い、アニメーター不足・高齢化を招いた主原因の1つであると考えられます。その為、本事業では受託制作団体に対し、動画・仕上工程を含めた全ての制作工程を国内処理することを契約により義務づけます。（動画チェック、原画等と同じ場所で作業する動画スタッフです。）

※全ての原画はチーム内で作画作業を完了しなければなりません。現在のアニメーション制作で一般的である、少量ずつのばらまき（外部委託・下請）は、本事業の根幹となるOJTが機能しなくなるため、認められません。

※動画外注予定会社については、本事業中に調査等を行う可能性があるため、本事業の趣旨を十分理解し、協力出来る個人、団体、会社で構成してください。動画以降の作業に関しては、すべて国内で作業することを除き、受託制作団体の裁量に任せます。

⑥作品の収支予算積算書（様式5）

本プログラムにおいて制作する作品の予算配分計画です。

※本プログラムにて提供する制作予算は、1作品あたり上限2,695万円（税込）です。
受託制作団体のご負担により予算を増額いただくことは差し支えありません。選定後、受託制作4団体には最終予算書を提出していただきます。

※音響制作は必須ですが、アフレコ及びオープニング、エンディングは必須ではありません。

※予算書作成にあたり、資料「09_【文化庁】経費計上の留意事項等」の資料も、合わせてご参照ください。

⑦制作映像内容が分かる程度の脚本又はあらすじ等（様式任意 A4サイズ）

個人略歴を提出していただく監督の主体的関与の下に作成された、本プログラムにおいて制作するオリジナル作品のあらすじが分かる程度の脚本またはこれに準ずる資料。ストーリーボードを活用するアニメ制作の実務に照らし、脚本又は脚本に準ずるものとし、体裁は問わないこととします。具体的には、小説、絵コンテ、ストーリーボード、箇条書きでも、およそ作品のあらすじを読み取ることが可能な資料であれば、全て可とします。

- ※基本的に既に発表されていて、応募制作団体に権利が無いマンガ原作は不可とします。
- ※小説原作については古典もありえるため、全体としては可とした上で、その都度協議することといたします。
- ※過去にアニメ化された小説原作は不可としますが(例:グインサー)、古典小説や民話等は過去にアニメ化されていても可とします(例:赤ずきん)。
- ※公開/未公開を問わず、過去に作品化されたアニメーションの続編は原則として不可とします。

⑧基礎となるキャラクターデザイン（様式任意 A4サイズ）

個人略歴を提出していただく監督、キャラクターデザイナーまたはその他のアニメーターによるアイデアスケッチ程度のキャラクターデザイン。応募時に提出を求めるキャラクターデザインは、プリプロダクションが未了であることから、幾つかのアイデアスケッチでも、可とします。なお、オリジナル要件をクリアするため、キャラクターデザインは、既存のものではなく、本プログラムに参加される監督、キャラクターデザイナーまたはその他のアニメーターが描いたオリジナルキャラクターでなければならないものとします。

キャラクターデザインは「画の動かしやすさ」に直結する要素であるため、アニメーター等の人材育成に大きく影響します。応募時に提出を求めるキャラクターデザインは当該作品が極端に育成に不向きな絵柄でないことを確認することを目的とするもので、少數でも必ずご提出ください。

- ※使用料・権利料の発生する既存の挿絵、イラスト等の使用は不可とします。
- ※制作会社が著作権を持つキャラクターを使用することは可能です。
- ※キャラクターデザインは、アニメーターであることを基本とします。
- ※キャラクターデザインは、作画監督が兼ねることが望ましいものとします。
- ※応募資料提出時には、監督がキャラクター原案を兼ねても差し支えないものとしますが、監督がキャラクターデザインを兼任することは認めません。

⑨絵コンテ（様式任意 A4サイズ）

個人略歴を提出していただく監督の主体的関与の下に作成された1分程の絵コンテ(一部抜粋部分でも可)。絵コンテは必ず自著で作成ください。ただし、清書をアニメーターが担うことは可としますが、その場合は清書された絵コンテだけでなく、自著した絵コンテもご提出ください。

※3DCGでのご応募で、絵コンテが自著での提出とならない場合には、その旨説明する書類（A4サイズ）を合わせてご提出ください。

⑩各団体の企画される人材育成のプラン・育成方法が分かる資料（様式任意 A4 サイズ）

本プログラムにおいて実施する育成方法・内容・体制を説明する資料です。アニメーション制作に関わる方々の人材育成が中心で、クオリティを追求して作品作りだけに意識が向かわないように留意したうえで、作品制作過程での人材育成の内容、体制についてわかる資料を提出ください。

※本事業では、我が国のアニメーション文化の将来を担う優れたアニメーター等アニメーション人材の育成方法について実践的な調査研究を行います。クオリティを追求した作品作りだけに意識が向かわないように注意ください。

※人材の育成は、時間がかかり困難なものです。監督及び作画監督を始めとする指導側メンバーの方々は、人材の育成が将来の国内アニメーション産業にとって極めて重要なことを理解いただき、積極的に育てる意識を共有してください。

⑪その他

企画書、イメージボード、設定画、その他必要と思われる資料がある場合には、これらを補足資料としてご提出ください。補足資料については全て応募団体の自由裁量に拠ることとします。

■過去、本事業で採択された受託制作会社が再度応募される場合の書類として

⑫の書類をご提出ください。

⑫複数回応募の動機について（様式 6）

本事業の受託歴がある制作会社のみご提出ください。（何故この事業に再度応募されるのか、具体的な理由をご記載ください。）

4 応募書類の提出方法等

(1)応募書類の提出先および問い合わせ先

(提出先)

〒113-0033

東京都文京区本郷三丁目4番5号ハイムお茶の水4階

一般社団法人日本動画協会 あにめのたね事務局

Tel : 03-5839-2930

(締切)

令和3年6月24日(木) 17時必着（持込不可）

(問い合わせ先)

あにめのたね事務局 担当：小林洋子・木須大輔

E-Mail : bunka@aja.gr.jp

※お問い合わせは原則としてE-Mailでお願いします。

※本件に関するお問い合わせ期間は、令和3年5月20日(木)から6月22日(火)

9時30分から17時30分までとさせていただきます。

(2) 応募書類の提出方法

①用紙サイズはA4版とします。

②提出資料

1) 定款を除く書類一式を15部コピーしたもの（捺印1部で他はコピー可）

2) 定款2部 ※2社以上の場合各2部

3) 応募書類一式のデータを焼いたCD-RもしくはDVD-R、1枚

を、以下の方法で郵送（宅配可）してください（持参不可）

・応募配達を証明できる方法により送付すること

・応募書類は紙媒体および下記③で示す電子データ形式で提出してください

③その他

・応募書類に関する事務連絡先（照会先）を明記してください

・応募書類は、日本語で作成してください

・金額は、日本国通貨を単位として作成してください

・電子データは、CD-RまたはDVD-R（ファイル形式は、マイクロソフトワード、マイクロソフトエクセル、マイクロソフトパワーポイント、全てoffice2000以上、又はPDF形式）にて提出してください

(3) 備考

・選定結果は、7月中にお知らせする予定です。

・応募書類等の作成費用は、選定結果にかかるわらず応募者の負担とします。

・ご応募いただいた応募書類等は返却いたしません。

・例年、書類不備が目立ちます。提出前に確認をお願いします。

5 応募のスケジュール

1	募集開始	令和3年5月24日（月）
2	応募書類提出〆	令和3年6月24日（木）17時必着（持込不可）
3	選定結果通知	令和3年7月中
4	契約締結	令和3年7月下旬
5	契約期間	契約締結日から業務完了日まで
6	受託制作4団体合同オリエンテーション	令和3年7月下旬予定

6 選定方法について

- ①選定は一般社団法人日本動画協会と直接経済的な利害関係を有しないアニメーション業界の有識者らで構成される第三者委員会の選定委員会にて行います。
- ②応募各社の企画内容等については、あにめのたね事務局を中心に綿密な事前調査を行うことにより、選定委員の質問に対応できる体制を整えます。その為、応募団体に企画内容等を問い合わせる場合がございますので、予めご了承ください。
- ③企画内容に関する評価は、下に記載の選定内容に基づき行われます。なお、文化庁および一般社団法人日本動画協会（あにめのたね事務局）は、審査基準および審査結果に関するお問い合わせには、一切お答えいたしません。
- ④同一法人が、本事業を3年連続して採択されることは原則としてないものとします。
- ⑤同一法人が複数企画を応募することは出来ますが、選定は同一法人1作品のみとなります。また、制作作品は選定されたものに限られます。
- ⑥制作手法等への取り組みに関して
本事業は、現在の日本のアニメーション制作の主流となっている2Dアニメーションを主とした人材育成プログラムです。しかし、3DCGアニメーションなどの新しい手法であっても、サムネイルを行うこと、モーションを手付けで行うこと等、手を使って考え、自動中割りのような機械的な作業を行わないことを条件として参加を認めます。
- 3DCGで参加される制作団体は、このことを念頭に入れ、応募書類で育成方法の内容や体制など、詳細のご記載をお願いいたします。新しい手法・新しいツールを使った意欲的取り組みは歓迎しています。ただし、ツールの開発とならないよう、応募書類で育成方法の内容や体制など、詳細のご記載をお願いいたします。また、本事業の費用でのツールの購入は認めません。
- ⑦個人制作アニメーション、アート系アニメーションについて
本プログラムにおいて目指す育成とは、日本における商業アニメーションの中核となるであろう人材の育成です。個人制作アニメーションやアート系アニメーションについては、デザインや演技・動かしのロジックそのものが商業アニメーションの理論と一致しな

い場合があります。そのため、本プログラムの育成の適用からは除外します。

<選定内容>

- ・事業の目的を実行できる内容であること。
- ・作品制作の目標および計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ・作品制作推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性を有すること。
- ・作品制作のスケジュールが具体的かつ合理的であるとともに、文化庁および本事業の意図と合致していること。
- ・提案内容に対して、妥当な予算配分が示されていること。

7 書類作成にあたっての資料

①フォーマットについて

- ・O P、E D含め、本編の総尺 7分～10分以内(30秒単位)。
- ・総カット数、75～150カット程度。
- ・総動画枚数、3,000枚以上～6,000枚程度まで。
- ・作画水準は、劇場用作品未満程度、クオリティの高いテレビスペシャル程度を想定。

※映像納品フォーマットの詳細は、受託団体決定後、あにめのたね事務局からご連絡させていただきます。

②スタッフ費配分案（部分用途限定予算による重点配分）※作画期間 3 ヶ月想定

		プリプロ／監督・作画監督 作業料固定分(税別)		
職種	人 数	作業目安	契約形態等作業料 固定分(税別)	最大150c/6,000 枚
監督	1	企画開発(企画・脚本・絵コン テ)	作業総額契約	¥350,000～ ¥500,000
キャラクターデザイ ン	1	キャラクター設定	作業総額契約	¥350,000～ ¥500,000
プロダクション／監督・作画監督・作画監督補佐・動画検査			作業料固定分(税別)	
職種	人 数	作業目安	契約形態等作業料 固定分(税別)	最大 150c/6,000 枚
監督	1	35 万円×6 ケ月	作業総額契約	¥2,100,000
		※監督の作業期間を 8 月より 1 月いっぽいまでの 6 ケ月間と見込んでおり ます。この監督料には、育成手数料も含まれています。		
作画監督	1	55 万円×3 ケ月	作業総額契約	¥1,650,000
		※作画監督料 25 万円+原画指導料 30 万円=55 万円×6 ケ月 =¥1,650,000 仮計算：作業期間 3 ケ月 約 6,000 枚÷(21 日×3 ケ月)=95.2 枚×2/3=63.4 枚／日・人		
作画監督補佐	1	40 万円×3 ケ月	3 ケ月総額契約	¥1,200,000
		※作画監督補佐料 25 万円+原画指導料 15 万円=40 万円×3 ケ月= ¥1200,000 仮計算：作業期間 3 ケ月 約 6,000 枚÷(21 日×3 ケ月)=95.2 枚×1/3=31.7 枚／日・人		
動画検査	1	27.5 万円×3 ケ月	作業総額契約	¥825,000
		※動画検査料 13.5 万円+原画指導料 14 万円=27.5 万円×3 ケ月=¥825,000 仮計算：作業期間 3 ケ月 約 6,000 枚÷(21 日×3 ケ月)=95.2 枚／ 日・人		
原画		1.75 万円×150 カット	カット平均 1.75 万円	¥2,625,000
動画		@350×6,000 枚		¥2,100,000
			作画部分総額	¥11,200,000
			総制作費	¥26,950,000
			残額	¥15,750,000

※本事業の参加スタッフは専任でなくても大丈夫ですが、半拘束の場合、実働分のみの入件費計上となります。また、OJTが必須となるので、指導側メンバー（監督・作画監督等）と同じ場所、同じ時間帯での作業を厳守してください。

※監督、作画監督、作画監督補佐、動画検査は育成指導費を含めると想定。

※監督費の内訳について

- ・監督がプリプロ(シナリオ、絵コンテ等)期間に行う業務の対価はシナリオ+絵コンテ費用とし、別途固定給は支払いません。
- ・監督にはオリジナルを作る機会と、契約によっては二次配当に関する権利が与えられる為、通常の平均的な固定給を想定。

※作画監督費の内訳について

作画監督作業とアニメーター（原画）への育成指導とは、それぞれ異なる業務である為、費用は区別しています。仮に動画 6,000 枚の作品と考えた場合、21 日×3 ヶ月想定で約63 日労働となり、 $6,000 \text{ 枚} \div 63 \text{ 日} = 95.2 \text{ 枚}$ 、作画監督と作画監督補佐 2 人で、1 日当たり 95.2 枚の動画出しは仕事量として少ないと思われます。しかし、本事業では動画出しの作業費と、育成指導費を明確に分けることにより、作画監督らに、アニメ制作に関する本来の作画監督作業だけでなく、アニメーターからの指導も業務であるとの意識を明確に持つてもらう必要があるとして作画監督費を設定しています。

※原画料は平均@1.75 万円×150 カット 262.5 万円を総額の目安とし、内訳の目安は
@1.25 万円 ×100 カット=125 万円（ランク制で簡単なもの）

@2 万円 × 50 カット=100 万円（ランク制で大変なもの）

を参考にし、アニメーター（原画）の作業想定量(最低 3~6 名 : 75~150 カット程度) と併せて予算組みの参考にしてください。

※動画は 3,000 枚以上 6,000 枚程度までを作品の総枚数と考え総額の目安とします。

③参加するアニメーターらの月収モデル

アニメーターの月収モデル			
職種	人数	作業目安	1 ヶ月当たりの収入
アニメーター（原画）	6	@16,250 円×7 カット～10 カット	11.375～16.25 万円
アニメーター（動画）	10	@350×300 枚～400 枚	10.5～14 万円

※育成対象者は、本事業における人材育成調査研究、講座の受講等の業務に従事するため、育成期間中の月収は、18万円（税別）を下限とします。

※作画監督・作画監督補佐は、就労姿勢や作業姿勢等、作品に取り組む模範的姿勢をアニメーター（原画）に示すなど、育成指導費を含めるものを想定。

※動画は、動画が1ヶ月に300枚以上描ける内容を想定し、単価(@350円)と設定しています。

※3DCG作品の場合には、同等職種を対象といたします。

④原画の期間契約モデル

アニメーターの契約モデル			
職種	人数	作業目安	
アニメーター (原画)	6	18万円×3ヶ月	カット平均 1,625万円
※平均作業量 7~8カット／月×3ヶ月×6人=126~144カット 想定			

- ・本事業の人材育成の趣旨に鑑み、制作費及び事業協力費は制作費の予算の上限2,695万円(税込)内より受益できるものと考えます。その為事業予算の中では別途利益の計上は想定しません。
 - ・作画料については、総額の目安及び基準単価(最低基準)を設定しています。アニメーター（原画・動画）に対しては、各社の育成内容・育成期間に応じて、本プログラム計画書が示す最低金額以上での支払いを行ってください。
- ※原画は1カット平均16,250円程度(@12,500~20,000)、動画1枚350円(税別)。
- ・作画期間が延長した場合、作画期間以外も育成期間として設定する場合等、撮影見学、アフレコ見学等で発生した交通費など、関わった仕事量、作業時間等に見合った支払いは必ず行ってください。
 - ・事業終了後には徴憑書類の一式を提出していただきます。実際の支払いの有無についても、個々のアニメーターへ事後確認調査を行います。徴憑書類のフォーマット、まとめ方については、受託決定度、あにめのたね事務局からご連絡いたします。
 - ・再委託費を会社運営に使用することを防止するため、契約によってこれを予防すると同時に、制作の進捗状況に応じ、適宜モニタリング(監査)をして不正を行えない体制をつくります。

⑤ランク制の導入

本事業では、カットの難易度に応じて原画単価に 3 から 5 段階程度の差異を設ける「ランク制」の活用を検討ください。一般的に、原画の単価は、内容の難易度が大きく異なっても同一であり、また力量の差がある方でも同一単価です。

しかし、カット内容によるランク制を導入することによって、力量のある人に一方的に負担が増大するのを調整することができると考えています。

(平均単価 16,250 円／カット、12,500 円～20,000 円の幅を想定しています。)

・ランク制のサンプル数字

C ランク	B ランク	A ランク	
@12,500×150 カット			¥1,875,000
	@15,000×100 カット	@20,000×50 カット	¥2,500,000
@12,500×50 カット	@16,250×75 カット	@20,000×25 カット	¥2,343,750

※ランクの判定に際しては、絵コンテに記号等で明記し、それを保管していただくこと義務とします。

8 受託決定後：事業推進について

事業の運営体制・推進指針等については、受託者決定後のオリエンテーションの際に説明いたします。受託制作4団体には昨年度の「事業実施報告書」をお渡しいたしますので、こちらもご参照ください。また、あにめのたね事務局を中心とする本事業の運営側の各受託制作団体に対する連絡協議は、主に次のとおりです。

- ①育成委員会による、制作団体及び監督、作画監督、アニメーター等に対する、各種講座等を通じたアニメーション人材育成に関する具体的方法論の提供。
- ②育成委員による、監督、作画監督、アニメーターらに対する調査・研究。
- ③あにめのたね事務局による、制作団体に対する、年度内の作品完成確保のための進捗確認。
- ④本事業の各種要件の履践確認に基づく段階的な事業予算の提出。
- ⑤本事業の広報用等に限定した、制作される作品の内容や資料の提出。
- ⑥本事業の人材育成成果発表を用途とした、制作作品の内容やOJTでの映像・写真資料等の提出。

なお、本事業終了後も、関連調査や、海外・国内からの上映要請に必要な資料提供や、放送・上映協力等の連絡をするものとします。

受託後作品完成までに提出を求める資料等については、本事業遂行のため、受託制作団体には受託後より、契約締結時までに以下の各資料の提出を求めます。（下記①～⑤）
詳細は、合同オリエンテーションで説明させていただきます。

■受託決定後に提出を求める資料

① スケジュール表

年度内の作品完成を担保するだけでなく、育成対象者に対する育成講義等について、全4団体の足並みを揃えるため、契約の締結に先立ちスケジュール表をご提出ください。
スケジュール表には、スケジュールの管理方法、管理を担当する制作進行についても記載してください。

② メインスタッフリスト

メインスタッフを全員分記載した、スタッフリストの再提出していただきます。

③ 確認書

契約締結前までに、本事業に参加する方々、本人による署名、捺印を入れた「確認書」をご提出いただきます。確認書の内容も、応募前に必ずご確認ください。

④ 育成プラン表（共通フォーマットへの落とし込み）

応募時に提出していただく、人材育成の内容・方法が分かる書類に基づき、育成対象者（育成される側のメンバー：アニメーター、制作進行等）に対して、指導側メンバーが実施する、OJTによる具体的な育成プランを作成してご提出ください。内容は育成委員会で精査され、修正依頼をさせていただく場合がございます。実効性のある人材育成プランを作成いただき、達成目標を定め、各受託制作団体で実施できたかを育成委員が調査・研究いたします。

⑤予算配分表

応募時に提出頂いた予算表より、具体的な予算配分表をご提出いただきます

⑥作画開始前に、プリプロの素材（シナリオ・絵コンテ等）を提出していただきます。

⑦令和4年2月中旬に、納品素材各種・PV用の映像素材、プロモーション用の素材の提出を求めます。

⑧作品制作時育成（OJT）過程の育成の様子を記録した映像/写真等、育成プランに基づいた、各作品制作過程での、育成対象者に対して実施された育成の内容を記録した映像を撮影しておいてください。（iPhoneの高画質モード等）本事業は研究事業です。令和4年3月開催予定の事業報告シンポジウムや、PV等で、使用させていただきます。

⑨令和4年2月下旬に、事業報告シンポジウムで発表していただく資料の提出を求めます。

⑩原画・動画（カット袋）

必要に応じて、あらためのため事務局、または育成委員会が一部を後の報告・検討等のためにスキャニング等を行い、資料化するものとします。提出していただく原画・動画に

については、あにめのため事務局から依頼いたします。

⑪徴憑書類一式、業務完了報告書、決算書

予算配分表、帳簿、支払い調書等、経理書類をご提出ください。

徴憑書類のまとめ方、フォーマットについては、受託決定後、あにめのたね事務局よりご連絡いたします。

■Off the Job Training (OFF-JT) の基本方針

・育成講座の予定と出席

本事業では、就業者を対象とした技術向上教育プログラム（オープン講座）を実施します。本年度は12回程度の講座を予定しております。講座の受講に関しては、受託決定後、育成委員会での検討の上、育成対象者（育成される側のメンバー：アニメーター、制作進行 等）として参加されているどの方に、どの講座を受講していただくか、受託決定後に各受託制作団体にご連絡いたします。

※参加指示があったものの講座へは、体調不良に類する特別な事由以外は、欠席は認められません。講座への遅刻・欠席に際しては、本人もしくは受託制作団体より事前に、あにめのたね事務局へご連絡ください。

※育成委員会での検討の結果、育成対象者（育成される側のメンバー：アニメーター、制作進行 等）の方は全講座受講していただくこともございます。

・育成講座の内容

- ① 社会人としての知識、認識をあらためて持ってもらう。
- ② 本事業の目標の一つでもある「演技を創れるアニメーター」へ歩み始めてもらう。
- ③ アニメーションで必要な基礎知識をあらためて持ってもらう。
- ④ 各社の育成プランに共通する、指導内容を学んでもらう。

■育成義務

本事業に参加するスタッフは半拘束ですが、OFF-Tが必須となるので、指導側メンバー（監督・作画監督等）と同じ場所、同じ時間帯での作業を厳守してください。

また、同期間中は平日の日中（朝10時から18時）で、昼食・休憩時間等を除いた7時間で、各社の「育成プラン」を実現するべく、育成を行ってください。

※就業時間について「各社の就業規則等により就業開始を11時からしたい。」等、相談がございましたら、再委託契約締結前までにあにめのたね事務局にご相談ください。

■リメイクの定義について

作業のやり直しの責任の所在を明確にし、やり直しにも新たな支払いが必要な場合があることを説明します。今の現場では、曖昧な打合せで作画に入り、その後変更が何回も重ねられ、その作業料は払われないという理不尽なことがあります。

本事業では、そのようなことは下請法の観点からも改めるべきであると考え、実践を促します。例えば、打合せに基づいて作られたレイアウトが、絵コンテ（演出意図）の変更により書き直すことになることはリメイクだと考えています。

■調査について

本事業では、育成講座に関する育成対象者のアンケート調査を実施し、その結果を育成委員会を中心として検討し、将来の育成講座、あるいは業界と教育界の共同講座開催等に役立てたいと考えております。

■本事業の契約・権利関係

(1) 受託制作4団体

日本動画協会と受託制作団体との間の契約については、公募要件として契約書の類型、締結をする場面及び主要契約条項等を明記した契約書案を予め開示し、その締結を受託の必須条件とします。受託会社に対し、締結を求める主な契約条項は次のとおりです。

① スケジュールの遵守

本事業は単年度の公共事業であることから、本年度内の作品完成と公開が必要不可欠です。その為、契約においてはスケジュールの遵守が必須目標であることを確認した上で、事業予算の支払いは作品制作の進捗状況に応じて段階的に行うこととし、万一、年度内の作品完成と公開が遅れる場合には支払済みの事業予算の返金も含めた、違約罰条項を設ける等の方策により年度内完成を極力担保していただきます。

② 制作物品の権利関係

作品の著作権、即ち著作権法上の映画の著作物としての著作権、及びアニメーション業界において一般的なビデオグラム化権、テレビ放映権、及びインターネット配信権等、種々の二次配当権を含めた権利関係についても、公募時に予め開示し契約の条件とします。

なお、本年度内に對象とする商業展開の範囲に関しては、本事業の公益的性格に鑑み、慎重に検討いたしまして、契約時に調整するものとします。

③ 用途限定予算とモニタリングの実施

本事業はアニメーション人材の育成方法についての研究事業のため、事業予算の一部については、契約によって用途を限定すると共に、その結果について各個人への支払までの追跡調査を行うこととし、併せてこれに違反した場合に対応した違約罰条項を定めることに

より、事業予算の不当な流用等を防止します。

④ アニメーション人材育成に関する協力

受託制作4団体の指導側メンバー、また育成対象者は、育成講座の受講や、育成委員による調査研究への対応が本事業遂行のために必要不可欠です。受託制作団体には予め、これら人材育成のための施策に対する協力義務を課すこととします。

⑤ 調査研究及び広報等への協力

本事業の成果を広く業界一般に広め、かつ、来年度以降の本事業継続を実現するために、本事業の成果を社会に対しても適切に広報していく必要があり、受託制作4団体が本事業終了後、作品を商業展開していくためにも適切な情報管理が必要となります。

そこで本事業では本事業の公共性に鑑み、協力義務を受託制作団体に対して求めます。さらに、次年度以降も本事業における制作スタッフの追跡調査がある為、知りうる限り受託制作4団体へ情報提供の協力を求める旨をご了承ください。

9 備考

- 1 本プログラム実施に際しては、契約書および応募書類記載内容を遵守いただきます。
- 2 選定後、応募内容等については、文化庁および選定委員会、育成委員会の意見により変更を求めることがあります。
- 3 本プログラムで制作した作品の著作権は、締結する契約に基づき処理されます。
- 4 本プログラムは人材育成、技術継承を目的としており、受託制作団体の意図した作品の完成を保障するものではありません。但し、作品の完納は行っていただくものとします。
- 5 本プログラムにて提供する制作予算は2,695万円（税込）を上限とし、万一、実際の制作費がこれを上回った場合であっても、文化庁および一般社団法人日本動画協会は一切の追加負担をいたしません。
- 6 本プログラムにて提供する制作予算は、プリプロ完了後および作品完成後の2段階に分け、それぞれ半額ずつ支払う予定です。
- 7 本プログラムで制作される作品は、令和4年2月中旬（予定）までに完納させることとします。
- 8 制作作品に関する情報について、文化庁および、あにめのたね事務局が本プログラムの趣旨に則り開示する場合があります。
- 9 応募書類に記載された個人情報は、企画の選定にのみ使用します。

- 10 応募書類は、あにめのたね事務局において厳重に保管され、本プログラムの前後を通じ、選定時における選定委員以外、一般社団法人日本動画協会関係者を含む第三者に対して開示されることはありません。また、選定委員に対する応募書類の開示は、あにめのたね事務局管理の下を行い、選定後はあにめのたね事務局に回収されます。
- 11 応募書類は選定結果にかかわらず返却いたしませんが、選定されなかった企画に関する応募書類は、本審査の目的以外には使用いたしません。
- 12 記載内容に関して問い合わせることがありますので、応募書類は必ず写しを取り、選定結果通知までの間、保管してください。
- 13 受託制作4団体の育成対象者の方々は、後日開講予定の育成委員会が企画する講座（O F F – J T）に参加していただくこととなります。
- 14 指導側メンバー、育成対象者は、育成委員によるヒアリング対象者・本事業終了後の追跡調査対象者となります。

以上